

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 外国人駐在員の相続税問題

日本に一時的に居住する外国人駐在員が、滞在中に不慮の事故などにより死亡した場合であっても、これまでは例外なく相続税が課税されてきました。平成29年度税制改正大綱には、このようなケースについて課税の例外が盛り込まれました。

外国人駐在員の相続税問題

現行の相続税法においては、下表のとおり、被相続人の住所地と相続人の住所地及び国籍を基準として納税義務が決定されます。このルールに基づけば、例えば外国人駐在員が日本に滞在している間に死亡した場合には、相続人の住所が国内にあるか否かを問わず、本国の自宅などの国外財産を含む全ての財産が相続税の課税対象となってしまう（表の①）。一定期間のみの日本に赴任している外国人駐在員からすれば、予期せぬ課税が生ずる可能性があります。また、日本赴任中に、本国に居住する親族が死亡した場合にも、予期せぬ課税が生ずる可能性があります（表の②・④）。

平成29年度税制改正の取扱い

このような課税上の問題に対処するため、平成29年度税制改正大綱は、下表の①・②・③・④のケースについて、平成29年4月1日以後の相続等の課税関係を変更しています。

具体的には、相続人が一定の在留資格をもって一時的滞在（国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以内）をしている場合（①）には国内財産のみが課税対象とされます。また、被相続人が本国に居住している場合には、被相続人が10年以内に国内に居住していたことがあったとしても、相続人及び被相続人の滞在が一時的滞内に該当する場合（④）には、被相続人が過去に国内に居住したことがない場合（②）と同様に、国内財産のみが課税対象とされます。

さらに、表の③に該当する場合、改正後は国外財産も含めて課税対象とされましたが、日本に一時的に滞在していた外国駐在員が帰国後に死亡した場合には、改正後も国内財産だけが課税対象とされます。

被相続人 贈与者		相続人 受贈者		国内に住所あり			国内に住所なし	
				日本国籍あり			日本国籍なし	
国内に住所あり		①		国内財産及び国外財産に課税		①		
国内に住所なし	10年以内に 国内に住所あり	④		国内財産及び国外財産に課税		③		
	10年を超えて 国内に住所なし	②		国内財産のみに課税				

なお表中10年の箇所は、従前5年でしたが、10年とされたのは、相続税対策として5年を超えて海外に移住しようとする日本人に、移住を断念させる狙いがあるからです。

お見逃しなく！

相続人が無制限納税義務者（国内及び国外の財産に課税される者）である場合において、本国においても相続財産に対し課税がされているときは、外国税額控除を適用して日本の相続税額から一定金額を控除することができます。相続税の二重課税を排除するための租税条約は米国以外とは締結されていないため、本国における課税上の取扱いについても確認する必要があります。